

浜田市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 28 号

浜田市契約規則の一部を改正する規則

浜田市契約規則（平成 17 年浜田市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同項第 2 号中「80 万円」を「150 万円」に改め、同項第 3 号中「40 万円」を「80 万円」に改め、同項第 4 号中「30 万円」を「50 万円」に改め、同項第 6 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 25 条第 1 項中「7 日」の次に「(浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日は算入しない。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 25 条の規定は、この規則の施行の日以後に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。